

2種類（消費税・国保）の署名にご協力下さい！！

名古屋北部民商ニュース

2019年12月2日（月）発行

No.355

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

区役所・保険年金課と懇談 「国保は高い」と意見一致



また、「特別軽減に該当する世帯には自動的に減免したかどうか」と尋ねると「今は、該当する世帯にはお知らせを同封しているので、一時

11月21日（水）午後、西区役所と守山区役所の保険年金課に要望書を渡し、懇談しました。
西区役所では、保険年金課長と保険係長が応対。民商側から「横浜市は、16年に資格証明書を無くし、今年8月からは短期保険証もやめた。現場の事務負担の軽減が主な目的と聞いているが、名古屋でもぜひそうしてほしい」と話すと「短期保険証は毎月面談できるメリットもあるのですが、なかなか難しいのでは」との返答。

倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る愛知の会総会

11月24日（日）午後2時から労働会館で、倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る愛知の会の総会が開催され、72名が参加しました。
「有罪立証できない検察を追い詰め必ず無罪を」と題して、弁護団の佐藤誠一弁護士が記念講演を行いました。
一審岡山地裁の江見裁判長の異常な訴訟指揮により、検察官報告書が「鑑定書」として証拠採用されましたが、広島高裁岡山支部では、この「鑑定書」の証拠能力を否定し、破棄差戻の判決が出されました。

期殺到する。窓口としては、自動減免したり、郵送OKになつたりすればありがたい」と賛意を示してくれました。
守山区役所では、保険年金課長と管理係長が応対。西区役所と同様に、和やかな雰囲気でした。また、10月の名古屋市中交渉の際に、市保険年金課が「風邪くらいで短期証は出せない」と言ったことを伝えると「われわれとしては、医療にかかりたいと相談があれば、まず病院に行ってください」と受診を勧めるのう。

が基本的なスタンス。風邪くらいで、という考えではない」と両区役所とも返答しました。
北区役所保険年金課とも、27日に懇談する予定です。なお、12月5日（木）には、「名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会」による全区一斉の交渉が行われます。（西区11・15・守山区13・45・北区15・30・いずれも15分前に区役所ロビー集合）ぜひ参加しましょう。

差戻審では、検察に公訴の取下げを求めること。裁判所には、弁護側の申請証拠・証人を採用し、充実した審理の実現を求めることが強調されました。
講演後、428日もの長期拘留に耐え「必ず無罪を」と闘い続ける瀬屋町子さんがユーモアも交えながら取り調べの様子などを語り、引き続き支援を訴えました。
県内で集められたたくさんの方の署名とカンパが瀬屋さんに渡されました。
総会では、経過報告と方針、財政、役員などが承認さ



れ、裁判長と検察庁あての決議案が採択されました。
瀬屋さんの無罪を勝ち取るため、引き続き、個人署名、団体署名を集めることも確認されました。

年末調整・学習会

日時：12月12日（木）

19：30～

場所：民商事務所・3階

= 持ち物 =

源泉徴収簿（給与台帳）、扶養控除申告書、配偶者控除等申告書、保険料控除申告書、国保料の領収書、各種控除証明書、住宅特別控除計算書、横判、認印（法人は実印）源泉所得税の領収書、昨年の年末調整の資料一式（源泉徴収簿など）

消費税・学習会

日時12月12日（木）

14：00～

12月19日（木）

19：30～

場所：民商事務所・3階

2023年10月からインボイス制度が導入され、売上1,000万円未満でも多くの方が消費税の申告が必要に…!?

台風19号で被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。
民商では、災害募金を集めています。ご協力お願いします。

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

